

平成26年度税制改正大綱 要望と成果

1. 原料用途免税の本則化（揮発油税 地方揮発油税 石油石炭税）
⇒原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。
※本則化は成されなかったものの、引き続き検討課題となる
2. 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスの税還付制度の創設（石油石炭税）
⇒石油石炭税課税済みの原油を精製する過程等で発生する非製品ガスについて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間の措置として、石油石炭税の還付制度を創設する。
3. 平成24年10月から導入された地球温暖化対策税の当分の間の凍結（石油石炭税）
⇒特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の適用期限を3年延長する。
※地球温暖化対策税の見直しは図られなかったものの、これまでの軽減措置の延長は実現
4. 研究開発促進税制の拡充：法人税控除上限30%の恒久化（法人税）
⇒上乗せ措置（増加型・高水準型）について適用期限を3年間延長するとともに、増加型の措置について、試験研究費の増加率に応じて税額控除率を引き上げる仕組みに改組（控除率5%⇒5%～30%）
※恒久化は成されなかったものの、3年間の延長となる
5. 臨海部工業地域の防災機能の強化とそのための評価や調査を早急を実施する
⇒港湾の民有護岸等の耐震化の推進のための税制措置の創設（取得価額の20%の特別償却）